

## 第 105 号議案

足立区反社会的団体の規制に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 22 年 12 月 2 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区反社会的団体の規制に関する条例の一部を改正する条例  
足立区反社会的団体の規制に関する条例（平成 22 年足立区条例第 4  
4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「とは、」の次に「反社会的団体が活動の拠点又は」  
を加え、「又は」を「若しくは」に改め、「住所地」の次に「（居所を  
含む。以下同じ。）」を加える。

第 8 条第 1 項中「必要な調査」を「建物に立ち入る等必要な調査」に  
改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

周辺住民の定義を明確にするとともに、調査方法に係る規定を整備す  
る必要があるため、この条例案を提出いたします。